

『改革の努力なくして 発展なし』

消費者の信頼を回復するには、これらの取組を着実に実施し、消費者からの問合せ等に適切に対応することが大切です。社会のモラルを逸脱する



シールの直径は5cmです。

購入申込先・鹿児島商工会議所 企画産業部

電話 099-2225-9511

4 食品表示のコンプライアンスを確立するために

食品事業者が食品表示のコンプライアンスを確立するためには、左記のことを実施することが必要です。

- ①食品表示の必要性の再確認
- ②役員及び職員への食品表示の周知・徹底
- ③食品表示に関する責任者(責任部署)の配置と監視体制の強化
- ④食品表示の定期的な検査の実施
- ⑤期限表示を含んだ社内基準や食品表示の方法やチェックの仕方のマニュアルの整備とその履行
- ⑥平成18年4月から施行された公益通報者保護制度内容の確認

・**対象事業者**・最終製品が小売店等で消費者に販売される場合で原材料をはじめとする流通段階で取引を行う者

・**表示の義務づけられる事項**・加工品では6項目等(名称、原材料名、内容量、賞味期限(消費期限)、保存方法、製造者の氏名又は名称及び住所、原料原産地表示が必要なものは原料原産地)、加工用に仕向ける生鮮食品は名称と原産地等です。

・**伝達の仕方**・容器、包装、送り状等に上記の内容を記載し伝達します。事業者はこれらの書類の整理保存に努めなければなりません。

左記のとおり改正され、本年4月1日から施行される見込みです。

「篠姫シール」発行のご案内

当協会では、1月から放映されている鹿児島県では食品表示1-10番(099-2225-9511)を設置しておりますので、表示に関する問い合わせなどにご活用ください。

販売価格: 2,100円(1,000枚、消費税込)
販売期間: 平成20年12月頃までを予定
注意事項: 商品に貼付する場合、本シールの文言が商品名であると消費者に誤認されるような使用は認めません。

「篠姫」効果を全国的に盛り上げるため、ぜひご活用ください。

読者だより

前号へのご意見や事業に参加されたご感想をお寄せいただきましたので、その一部をご紹介します。

●(前号に掲載された)ジカバー・ニッポンの「薩摩展」の記事がとても興味深かったです。大島紬や薩摩切子が、どのように提案されているか是非見てみたいと思いました。(市職員)

●かごしまの新特產品コンクールに入賞したことで取引が増え、販路が拡がりました。(菓子製造業、郷土玩具製造業)

●1月を物産展のスタート月と考へ、新商品を開発し、成果が現れてきつた。全国紙の記事に新商品が掲載された反響も大きかった。(木製品製造業、物産観光展に参加して)

●中田社長の経営方法が、自分が今考えている事に相通する所が多く感銘しました。迷いがあり前進出来ずにいましたが、講演を聞き、自信につながりました。職人のスキルアップに努め、生産性を向上させたいです。(靴製造業、12月開催のセミナー参加者アンケートより)

貴重なご意見、誠にありがとうございました。楽しめた紙面づくりの参考にさせていただきますので、今後へ

いいものは必ず売れます

昨今、食品の産地偽装や賞味期限の改ざんなど、消費者の食への信頼を損なう事態が多発していることから、当協会では、九州農政局鹿児島農政事務所や県と連携して研修会を実施しているところです。今回は、鹿児島県食の安全推進課にて指導いたしましたので、その内容を掲載いたします。

1 はじめに

新年明けましておめでとうございます。

平成19年は年明け早々、(株)不二家の消費期限切れの原材料の再利用が発覚し、6月には(株)トホーブ(株)の原材料、原産地偽装等、8月には石屋製菓(株)の賞味期限の改ざん等々、数々の食品の偽装表示が相次いで発生し、「食品偽装」が流行語大賞のベスト10入りするなど、消費者の食品安全に対する信用を大きく失墜しました。

食品表示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(以下「JAS法」といいます)や食品衛生法、不当表示防止法、計量法など複数の法令に規定されますが、今日はJAS法に関する表示の基準等を述べ、食品事業者が行う必要がある食品表示に関する「コンプライアンス(法令遵守)」について、お話しします。

2 JAS法における食品表示について

JAS法における食品表示

JAS法の目的は消費者の商品選択のための表示を行うことです。生鮮食品と加工食品で表示項目が異なり、それぞれ生鮮食品品質表示基準、加工食品品質表示基準に基づき表示を行います。下記が基本的な表示事項です。

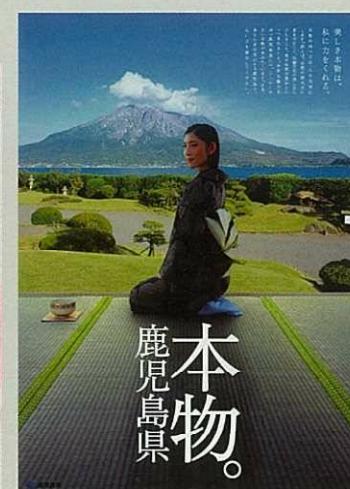
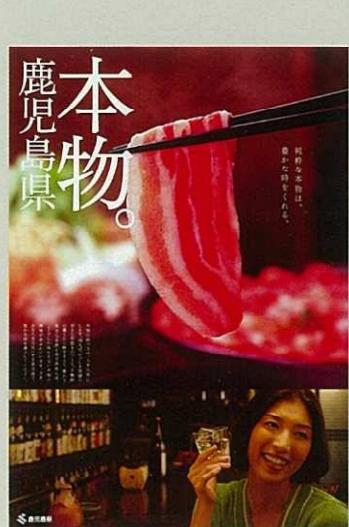
○加工食品(容器又は包装されたものに限る。)

- ①名称: 般的な名称を記載
- ②原材料名: 食品添加物以外のものから重量順に記載し、次に食品添加物を重量順に記載。また、卵、乳、小麦、そば、落花生はアレルギー物質の表示が必要
- ③内容量・重量、個数等
- ④賞味期限: 品質の劣化が5日以内ものは消費期限、それより長いものは賞味期限
- ⑤保存方法: 閉封前の保存方法を飲食料品の特性に応じて記載
- ⑥製造者: 製造業者等の氏名又は名称及び住所を記載

※1 輸出品は⑤と⑥の間に原産国名を記載し、製造者を輸入者とします。
※2 生鮮食品に近い加工食品(緑茶、かつおのたき等)の20食品群と農産物漬物等の4食品は、原料原産地が必要の食品で品質表示基準が決められているものもあります。(農産物漬物、みそ、食酢等5品目あります)

3 食品表示の業者間取引への拡大について

加工食品については、最終製品の製造業者、販売業者に表示義務が課されます。三一トホールディングスのように原材料供給者が不正を行ってもJAS法上の行政措置(指示・公表等)を行えない事案が発生しました。このため、今回、見直しが行われ、加工食品に係る事業者間の取引についても食品表示の義務の対象となりました。



鹿児島県PRポスター

食品表示に関する「コンプライアンスの確立」～「食の安心」に対する消費者の信頼確保に向けて

昨日、食品の産地偽装や賞味期限の改ざんなど、消費者の食への信頼を損なう事態が多発していることから、当協会では、九州農政局鹿児島農政事務所や県と連携して研修会を実施しているところです。